

【当協会に寄付をしていただいた場合の税務上の優遇措置】

●個人の方（所得税）

個人の方が当協会に寄付された場合、従来の「所得控除」に新たに「税額控除」を加えた2種類のうちいずれか有利な方を選択できるようになりました。

当協会に関しては、平成24年4月以降にいただいたご寄付や会費（正会員の会費は除かれます）から適用されます。

いずれの場合でも控除を受けるには確定申告が必要です。その際当協会が発行した領収書と内閣総理大臣による「税額控除に関わる証明書」の写し(税額控除を選択する場合)の添付が必要となります。

「税額控除に関わる証明書」の写しは領収書に同封してお送りします。

なお、当協会HPからダウンロードすることもできます。

◀税額控除▶

次の算式により計算された額が、所得税額（※1）から控除されます。

$$\begin{array}{l} \text{控除限度額} = (\text{寄付金合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% \\ (\text{※2}) \qquad \qquad \qquad (\text{※3}) \end{array}$$

(※1) 所得税額とは納めるべき税金。

(※2) 対象年の所得税額の25%相当額が限度 (※3) 総所得の40%が限度

◀所得控除▶

次の算式により計算された額が、課税所得（※4）から控除されます。

$$\begin{array}{l} \text{控除限度額} = (\text{寄付金合計額} - 2 \text{ 千円}) \\ (\text{※5}) \end{array}$$

(※4) 課税所得とは税額を計算する基礎となる金額、総所得から所得控除額（扶養控除等）を差し引いた後の所得です。

(※5) 控除限度額は総所得の40%が限度

●個人の方（住民税）

次の算式により算出された額が、市民税額から控除されます。

$$\text{控除限度額} = (\text{寄付金合計} - 2 \text{ 千円}) \times 6\%$$

(注) 寄付金合計額は総所得の30%が限度。

※住民税は大阪市にお住まいの方に限ります。※

●個人の方（相続税）

相続（遺贈を含む）で受け取った財産を当協会に寄付した場合、原則的に相続税・贈与税の対象になりません。

●法人の方（法人税）

次の算式により算出された金額を限度として損金算入されます。

$$(\text{資本金等の額の} 0.375\% + \text{所得金額の} 6.25\%) \times 1/2$$

(注) 当協会に寄付をしたうち損金算入されなかった部分については

一般寄付とあわせて（資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%）×1/4を限度として損金算入